

旭川医科大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学安全衛生管理規程（平成16年旭医大達第169号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第9条（略） （安全衛生管理責任者）</p> <p>第10条 大学に、安全衛生管理の推進を図るため安全衛生管理責任者を置き、総務課長、<u>人事課長</u>、会計課長及び施設課長をもって充てる。</p> <p>2 <u>人事課長</u>は衛生に係る技術的な事項を管理する。</p> <p>3 <u>総務課長</u>、<u>会計課長</u>及び施設課長は安全に係る技術的な事項を管理する。</p> <p>第11条～第40条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第10条第1項、第2項及び第3項並びに別表2及び別表3の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表1（略）</p>	<p>第1条～第9条（略） （安全衛生管理責任者）</p> <p>第10条 大学に、安全衛生管理の推進を図るため安全衛生管理責任者を置き、総務課長、会計課長及び施設課長をもって充てる。</p> <p>2 <u>総務課長</u>は衛生に係る技術的な事項を管理する。</p> <p>3 <u>会計課長</u>及び施設課長は安全に係る技術的な事項を管理する。</p> <p>第11条～第40条（略）</p> <p>別表1（略）</p>

別表2（第11条第1項関係）

	安全衛生管理者	安全衛生管理担当者
学校	<u>各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条から第28条に規定する部署，監査室，学長政策推進室及び事務局各課の長</u>	同左より選任された者
病院	<u>各診療科（領域が置かれている診療科においては領域）の長</u> 各部・各センターの長 各室・各ステーションの長	同左より選任された者

別表3（第20条第1項関係）

区分	指定者
衛生管理担当者	<u>人事課</u> 労務管理係長

別表2（第11条第1項関係）

	安全衛生管理者	安全衛生管理担当者
学校	<u>基礎医学講座の長</u> <u>臨床医学講座の長</u> <u>看護学講座の長</u> <u>一般教育学科目の長</u> <u>教育研究推進センターの長</u> <u>情報基盤センターの長</u> <u>臨床シミュレーションセンターの長</u> <u>復職・子育て・介護支援センターの長</u> <u>入学センターの長</u> <u>教育センターの長</u> <u>脳機能医工学研究センターの長</u> <u>知的財産センターの長</u> <u>保健管理センターの長</u> <u>事務局各課（学長政策推進室及び監査室を含む。）の長</u>	同左より選任された者
病院	各診療科の長  各部・各センターの長 各室・各ステーションの長	同左より選任された者

別表3（第20条第1項関係）

区分	指定者
衛生管理担当者	<u>総務課</u> 労務管理係長

	会計課会計総務係長 施設課施設企画係長 経営企画課病院庶務係長 医療支援課医療支援係長 学生支援課学生総務係長		会計課会計総務係長 施設課施設企画係長 経営企画課病院庶務係長 医療支援課医療支援係長 学生支援課学生総務係長
安全管理担当者	<u>総務課総務係長（新設）</u> 会計課調達係長 会計課契約第一係長 会計課契約第二係長 施設課機械整備係長 施設課電気整備係長 施設課施設マネジメント係長	安全管理担当者	会計課調達係長 会計課契約第一係長 会計課契約第二係長 施設課機械整備係長 施設課電気整備係長 施設課施設マネジメント係長
別表4（略）  <b>【改正理由】</b> 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。		別表4（略）	